

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島県監査委員訓令
第一号
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県公営企業管理規程
広島県病院事業管理規程

本庁
地方機関
議会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局
企業局本庁
企業局地方機関
病院事業局本庁
病院事業局病院

広島県職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤田 雄山
広島県議会議長 林 正夫
広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利
広島県人事委員会委員長 高 升 五十雄
広島県代表監査委員 加賀美 和 正
広島海区漁業調整委員会会長 山 本 正 直
広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県職員安全衛生管理規程

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）
第一条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）
一、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）
及び労働安全衛生規則（昭和四十七年厚生労働省令第三十二号。以下「規則」という。）
その他の厚生労働省令に定めるもののほか、職員の安全と健康を確保するため、必要な事

項を定める。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 機関 広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号。以下「行政組織規則」という。）第二条第二項に規定する本庁（以下「本庁」という。）及び同条第三項に規定する地方機関（同項第二号に掲げる機関を除く。以下「地方機関」という。）、広島県議会事務局条例（昭和二十五年広島県条例第八十号）に規定する広島県議会事務局、広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六年広島県選挙管理委員会告示第三十四号）第十条第一項に規定する広島県選挙管理委員会事務局、広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）に規定する広島県人事委員会事務局、広島県監査委員事務局の組織に関する規程（平成八年広島県監査委員告示第一号）に規定する広島県監査委員事務局、広島県労働委員会事務局及び広島海区漁業調整委員会規程（昭和三十六年五月三十日施行）第十条第一項に規定する広島海区漁業調整委員会事務局（以下これらを「行政委員会等事務局」という。）、広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）第二条第二項に規定する企業局の本庁（以下「企業局本庁」という。）及び企業局の地方機関（以下「企業局地方機関」という。）並びに広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）第二条第二項に規定する病院事業局の本庁（以下「病院事業局本庁」という。）及び同条第三項に規定する病院（以下「病院」という。）をいう。

二 所属長

ア 本庁にあつては、次表上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表下欄に掲げる職にあるものをいう。

| 区 | 分 | 職 |
|---|---|---------|
| 部 | | 部の長 |
| 危機管理監 | | 危機管理監 |
| 都市局 | | 都市技術総括監 |
| 行政組織規則第三条に規定する特別又は臨時の機関（以下この項において「特別な機関」という。） | | 特別な機関の長 |

イ 本庁以外の機関にあつては、次表上欄に掲げる機関においてそれぞれ同表下欄に掲げる職にあるものをいう。

| 機 | 関 | 職 |
|-----------|---|------|
| 地方機関 | | 機関の長 |
| 行政委員会等事務局 | | 事務局長 |

| | |
|---------|-----------|
| 企業局本庁 | 企業局事務部長 |
| 企業局地方機関 | 機関の長 |
| 病院事業局本庁 | 病院事業局事務部長 |
| 県立広島病院 | 事務局長 |
| 県立安芸津病院 | 病院長 |

三 職員 各機関に勤務する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員をいう。

2 前項の規定にかかわらず、総務局長は、用語の意義について特に必要と認める場合は別に定める。

（安全衛生事務の分掌）

第三条 各機関は、当該機関に所属する職員の安全及び衛生の管理に関する事務を所掌するものとする。

2 総務局総務管理部人事課職員健康室長は各機関における職員の安全及び衛生の管理に関する事務について必要な調整を行う。

3 総務局長は、職員の安全及び衛生について統括管理し、各機関の所属長を指揮する。（所属長の責務）

第四条 所属長は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、職場における所属職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するように努めなければならない。

第二章 安全衛生管理体制

第一節 総括安全衛生管理者等

（総括安全衛生管理者）

第五条 職員の安全及び衛生に関する事項を統括するため、各機関に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、次の各号に定める者をもって充てる。

- 一 本庁 総務局長
 - 二 本庁以外の機関 各機関の所属長
- （総括安全衛生管理者の職務）

第六条 総括安全衛生管理者は、当該機関における安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。
(総括安全衛生管理者の代理者)

第七条 規則第三条に規定する総括安全衛生管理者の代理者は、次の各号に定める者とする。

- 一 本庁 総務局総務管理部長の職にある者
- 二 本庁以外の機関 当該機関に所属する職員のうちから所属長があらかじめ選任する者
(安全管理者)

第八条 常時五十人以上の職員が勤務する機関で、施行令第二条に規定する業種のうち建設業又は水道業に該当する機関に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、所属長が当該機関に所属する職員のうちから一人選任する。

3 安全管理者は、第六条各号に規定する事項のうち安全に係る技術的事項を管理するものとする。

4 規則第四条第二項の規定による安全管理者の代理者は、当該機関に所属する職員のうちから所属長が選任する者とする。

5 所属長は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく安全管理者選任報告書(別記様式第一号)により総務局長に報告しなければならない。

(衛生管理者)

第九条 常時五十人以上の職員が勤務する機関に衛生管理者を置く。

2 各機関における衛生管理者の数は、次のとおりとする。

| 常時勤務する職員の数 | 衛生管理者数 |
|-------------------|--------|
| 五十人以上二〇〇人以下 | 一人 |
| 二〇〇人を超え五〇〇人以下 | 二人 |
| 五〇〇人を超え一、〇〇〇人以下 | 三人 |
| 一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下 | 四人 |
| 二、〇〇〇人を超え三、〇〇〇人以下 | 五人 |

3 衛生管理者は、所属長(本庁にあっては、総務局長。第五項及び第十九条において同じ。)が当該機関に所属する職員のうちから選任する。

4 衛生管理者は、第六条各号に規定する事項のうち衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

5 所属長は、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく衛生管理者選任報告書(別記様式第二号)により総務局長に報告しなければならない。

6 前条第四項の規定は、衛生管理者について準用する。この場合において、同項中「所属長」とあるのは、「所属長(本庁にあっては、総務局長)」と読み替えるものとする。

(安全衛生推進者)

第十条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する機関で、施行令第二条に規定する業種のうち建設業又は水道業に該当する機関に安全衛生推進者を置く。

- 2 安全衛生推進者は、所屬長が当該機関に所属する職員のうちから一人選任する。
 - 3 安全衛生推進者は、法第十二条の二に定める業務を行う。
 - 4 所屬長は、安全衛生推進者を選任したときは、遅滞なく安全衛生推進者選任報告書（別様式第三号）により総務局長に報告しなければならない。
 - 5 第八条第四項の規定は、安全衛生推進者について準用する。
（衛生推進者）
- 第十一条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する機関（前条第一項の規定により安全衛生推進者を置く機関を除く。）に衛生推進者を置く。
- 2 衛生推進者は、所屬長が当該機関に所属する職員のうちから一人選任する。
 - 3 衛生推進者は、法第十二条の二に定める業務を行う。
 - 4 所屬長は、衛生推進者を選任したときは、遅滞なく衛生推進者選任報告書（別様式第三号）により総務局長に報告しなければならない。
 - 5 第八条第四項の規定は、衛生推進者について準用する。
（産業医）
- 第十二条 各機関に産業医を置く。
- 2 各機関における産業医は、次のとおりとする。

| 地域区分 | 機 関 | 産 業 医 |
|-------|---|-------------------------------|
| 本庁等地域 | 本庁 広島市に所在する地方機関（病院等地域に所在する機関を除く。） 東京事務所 大阪情報センター 行政委員会等事務局 企業局本庁 広島市に所在する企業局地方機関 病院事業局本庁 | 総務局総務管理部人事課に所属する医師で総務局長が指定する者 |
| 病院等地域 | 病院 総合精神保健福祉センター | 当該機関に所属する医師で総務局長が指定する者 |
| 西部地域 | 呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡に所在する地方機関（総合精神保健福祉センターを除く。） 並びに大竹市に所在する企業局地方機関 | 西部保健所長 |
| 東部地域 | 竹原市、東広島市及び豊田郡に所在する地方機関 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡に所在する地方機関並びに三原市に所在する企業局地方機関 | 東部保健所長 |
| 北部地域 | 三次市及び庄原市に所在する地方機関 | 北部保健所長 |

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の産業医については、総

務局長が別に定める。

- 一 産業医となるべき保健所長が兼務の所長である場合（厚生環境事務所に所属する医師が保健所長を兼職する場合を除く。）
- 二 産業医となるべき保健所長が法第十三条第二項に規定する要件を備えていない場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務局長が特に必要と認める場合
（産業医の職務）

第十三条 産業医は、法第十三条に定める職務を行う。

- 2 産業医は、前項の職務について、総括安全衛生管理者に勧告し、又は衛生管理者、安全衛生推進者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

（作業主任者）

第十四条 施行令第六条に定める作業を行う機関にその作業区分に応じて法第十四条に規定する作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、所属長が当該作業に従事する職員のうちから選任する。
- 3 所属長は、作業主任者を選任したときは、遅滞なく作業主任者選任報告書（別記様式第四号）により総務局長に報告しなければならない。
（作業主任者の職務）

第十五条 作業主任者は、法第十四条に定める職務を行う。

（安全衛生管理主任者）

第十六条 各機関（本庁にあっては部、危機管理監及び都市局。以下この条において同じ。）に安全衛生管理主任者を置く。

- 2 安全衛生管理主任者は、各機関における職員の安全及び衛生に関する事務の円滑な推進を図るために必要な事務を行う。

- 3 安全衛生管理主任者は、各機関に所属する職員のうちから、所属長が一人選任する。

第二節 安全衛生委員会等

（総括安全衛生委員会）

第十七条 職員の安全及び衛生に関する事項のうち総括的な事項を調査・審議するための総括安全衛生委員会を置く。

2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる委員十三人をもって構成する。

- 一 総括安全衛生管理者のうちから総務局長が指名する者 一人
 - 二 安全管理者のうちから総務局長が指名する者 一人
 - 三 衛生管理者のうちから総務局長が指名する者 一人
 - 四 産業医のうちから総務局長が指名する者 一人
 - 五 安全に関して経験を有するものうちから総務局長が指名する者 四人
 - 六 衛生に関して経験を有するものうちから総務局長が指名する者 五人
- 3 総括安全衛生委員会は、次の各号に掲げる事項の調査・審議をし、知事に対して意見を述べることができる。

- 一 職員の危険及び健康障害の防止のための基本対策に関するもののうち総括的な事項に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進のための基本対策に関するもののうち総括的な事項に関すること。
- 三 労働災害の原因及び防止対策で安全及び衛生に係るもののうち総括的な事項に関すること。
- 四 前三号のほか職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に係る重要事項のうち総括的な事項に関すること。
- 4 総括安全衛生委員会の運営方法等に関して必要な事項は、総括安全衛生委員会が別に定める。

(安全衛生委員会)

第十八条 常時五十人以上の職員が勤務する機関で、施行令第二条に規定する業種のうち建設業に該当する機関に安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会は、次に掲げる委員九人をもって構成する。
 - 一 総括安全衛生管理者 一人
 - 二 安全管理者のうちから所属長が指名する者 一人
 - 三 衛生管理者のうちから所属長が指名する者 一人
 - 四 産業医のうちから所属長が指名する者 一人
 - 五 当該機関に所属する職員で安全に関して経験を有するものうちから所属長が指名する者 三人
 - 六 当該機関に所属する職員で衛生に関して経験を有するものうちから所属長が指名する者 二人
 - 3 安全衛生委員会は、当該機関において法第十七条第一項及び法第十八条第一項に定める事項の調査・審議をし、所属長に対して意見を述べることができる。
 - 4 安全衛生委員会の運営方法等に関して必要な事項は、安全衛生委員会が別に定める。
 - 5 所属長は、委員を選任したときは、遅滞なく安全衛生委員会委員選任報告書（別記様式第五号）により総務局長に報告しなければならない。
 - 6 所属長は、安全衛生委員会を開催したときは、遅滞なく、当該安全衛生委員会における議事の概要を規則第二十三条第三項各号に掲げるいずれかの方法により職員に周知しなければならない。
 - 7 所属長は前項の安全衛生委員会を開催したときは、遅滞なく安全衛生委員会開催状況報告書（別記様式第六号）により総務局長に報告しなければならない。
- (衛生委員会)
- 第十九条 常時五十人以上の職員が勤務する機関（前条第一項の規定により安全衛生委員会を置く機関を除く。）に衛生委員会を置く。
- 2 衛生委員会は、次に掲げる委員五人をもって構成する。

- 一 総括安全衛生管理者 一人
 - 二 衛生管理者のうちから所属長が指名する者 一人
 - 三 産業医のうちから所属長が指名する者 一人
 - 四 当該機関に所属する職員で衛生に関して経験を有するものうちから所属長が指名する者 二人
 - 3 前項の規定にかかわらず、所属長は、特に必要があると認める場合には、同項第二号から第四号までに掲げる者については、それぞれに定める人数を超えて委員を指名することができる。ただし、この場合においても委員の総数が十一人を超えることはできない。
 - 4 衛生委員会は、当該機関において法第十八条第一項に定める事項の調査・審議をし、所属長に対して意見を述べることができる。
 - 5 衛生委員会の運営方法等に関して必要な事項は、衛生委員会が別に定める。
 - 6 所属長は、委員を選任したときは、遅滞なく衛生委員会委員選任報告書（別記様式第五号）により総務局長に報告しなければならない。
 - 7 所属長は、衛生委員会を開催したときは、遅滞なく、当該衛生委員会における議事の概要を規則第二十三条第三項各号に掲げるいずれかの方法により職員に周知しなければならない。
 - 8 所属長は前項の衛生委員会を開催したときは、遅滞なく衛生委員会開催状況報告書（別記様式第六号）により総務局長に報告しなければならない。
- （委員の推薦）
- 第二十条 第十七条から前条までの規定による総括安全衛生委員会、安全衛生委員会及び衛生委員会の委員のうち、総括安全衛生管理者以外の委員の半数については、当該機関の職員の過半数で組織する職員団体又は労働組合（以下これらの団体を「職員団体等」という。）がある場合においてはその職員団体又は労働組合、職員団体等がない場合においては職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。
- （意見の聴取等）
- 第二十一条 安全衛生委員会又は衛生委員会が置かれていない機関の所属長は、職員の安全又は衛生に関する事項について職員の意見を聞くための機会を設けるように努めなければならない。
- 2 所属長は、前項に規定する意見の聴取を行ったときは、その内容を必要に応じて総務局長に報告しなければならない。

第三章 健康管理

（健康診断の種類）

第二十二条 総務局長は、職員の健康を確保するために次の各号に掲げる健康診断を実施する。

- 一 採用時健康診断 新たに採用された職員について実施する。
- 二 一般定期健康診断 毎年定期にすべての職員について実施する。

三 特別定期健康診断 毎年定期に総務局長が別に定める衛生上有害な業務に常時従事する職員について実施する。

四 長期海外派遣職員の健康診断 長期に海外へ派遣する職員について実施する。

五 その他の健康診断 必要により実施する。

2 一般定期健康診断においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二の規定に基づく健康診断を併せて行うものとする。

3 第一項各号に掲げる健康診断の健診項目等については、総務局長が別に定める。

（健康診断の実施）

第二十三条 所属長は、健康診断が実施されるときは、総務局長の指示に従い期日又は期間のほか必要な事項を職員に周知させるとともに、職員が受診できるよう配慮しなければならない。

2 所属長は、健康診断が実施されるときは、総務局長が別に定める健康診断個人票を産業医に提出しなければならない。

（健康診断受診の義務）

第二十四条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

（健康診断結果の取扱方法）

第二十五条 産業医は、健康診断を実施したときは、その健康診断の結果を総務局長が別に定める所見区分により判定し、必要に応じて意見を付して、健康診断個人票に記入のうえ当該個人票を所属長に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、健康診断個人票により職員ごとに健康診断の結果を通知しなければならない。

3 産業医は、健康診断終了後直ちにその結果を総務局長に報告しなければならない。

4 所属長は、健康診断個人票を五年間保存しなければならない。

5 所属長は、職員が配置換えを命じられたときは、当該職員の健康診断個人票を当該職員が新たに所属する機関の所属長に送付しなければならない。

（事後措置）

第二十六条 所属長は、産業医の判定により措置が必要と認められた職員については、適切な措置を講じなければならない。

2 所属長は、前項に規定する措置及びその他職員の健康管理上必要な措置を講じた場合には、総務局長が別に定める様式により総務局長に報告しなければならない。

第四章 雑則

（秘密の保持）

第二十七条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（非常勤職員）

第二十八条 地方公務員法第三条第三項第三号に規定する非常勤の職員のうち総務局長が別に定める職員については、一般職の職員に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第二十九条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関して必要な事項は、総務局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(職員管理審議規程の一部改正)

2 職員管理審議規程(昭和二十九年広島県訓令第五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第二号を次のように改める。

広島県訓令

広島県議会議事務局訓令

広島県選挙管理委員会訓令

二 広島県職員安全衛生管理規程(平成二十一年

広島県人事委員会訓令

広島県監査委員訓令(第一号)

広島海区漁業調整委員会訓令

広島県公営企業管理規程

広島県病院事業管理規程

に基づく職員の安全衛生管理に関すること。

(広島県職員安全衛生管理規程の廃止)

広島県訓令

広島県議会議事務局訓令

広島県選挙管理委員会訓令

3 広島県職員安全衛生管理規程(平成五年

広島県人事委員会訓令(第二号)は、廃止

広島県監査委員訓令

広島海区漁業調整委員会訓令

広島県公営企業管理規程

する。

(別記)

様式第 1 号 (第 8 条関係)

安全管理者選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり安全管理者を選任しました。

| | |
|-----------|-------|
| 機 関 名 | |
| 職 員 数 | 人 |
| 職 ・ 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 選 任 年 月 日 | 年 月 日 |
| 経 歴 概 要 | |
| 参 考 事 項 | |

備考

- 1 「経歴概要」の欄には、規則第 5 条に規定する安全管理者の資格要件に関する学歴・職歴・勤務年数・研修修了の旨などを記載すること。
- 2 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合には前任者の氏名・解任などの年月日とを併記すること。

様式第2号 (第9条関係)

衛生管理者選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり衛生管理者を選任しました。

| | |
|---------------|-------|
| 機 関 名 | |
| 職 員 数 | 人 |
| 職 ・ 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 選 任 年 月 日 | 年 月 日 |
| 資 格 取 得 年 月 日 | 年 月 日 |
| 経 歴 概 要 | |
| 参 考 事 項 | |

備考

- 1 「資格取得年月日」の欄には、規則第10条に規定する資格要件（医師免許や衛生管理者免許）を取得した年月日を記載し、免許証の写しを添付すること。
- 2 「経歴概要」の欄には、衛生管理者の免許試験の受験資格に関する学歴・職歴・勤務年数などを記載すること。
- 3 「参考事項」の欄には、新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合には前任者の氏名・解任などの年月日とを併記すること。

様式第3号 (第10条, 第11条関係)

安全衛生推進者 (衛生推進者) 選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり安全衛生推進者 (衛生推進者) を選任しました。

| | |
|-----------|-------|
| 機 関 名 | |
| 職 員 数 | 人 |
| 職 ・ 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 選 任 年 月 日 | 年 月 日 |
| 経 歴 概 要 | |
| 参 考 事 項 | |

備考

- 1 「経歴概要」の欄には, 昭和63年労働省告示第80号で定められている基準に関する学歴・職歴・勤務年数などを記載すること。
- 2 「参考事項」の欄には, 新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合は前任者の氏名・解任などの年月日とを併記すること。
- 3 不用の文字は, 消すこと。

様式第4号 (第14条関係)

作業主任者選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり作業主任者を選任しました。

| | | | | | |
|-----------|---------|-------|-----------|-------------|--|
| 機 関 名 | | | | | |
| 作業従事職員数 | 人 | | | | |
| 作業主任者 | 職 名 | | 免許・講習の区分 | 免許 () 級・講習 | |
| | 氏 名 | | 免許証 (修了証) | 第 号 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 | 交 付 者 | | |
| 選 任 年 月 日 | | 年 月 日 | | | |
| 作業設備の概要等 | | | | | |
| 参 考 事 項 | | | | | |

備考

- 1 作業区分に応じて免許証や技能講習修了証の写しを添付すること。
- 2 「作業設備の概要等」の欄には, 設備の規模と作業量について記載すること。
- 3 「参考事項」の欄には, 新任・改任などの選任事由と解任や死亡等による選任の場合には前任者の氏名・解任などの年月日とを併記すること。

様式第5号 (第18条, 第19条関係)

安全衛生委員会
衛生委員会
委員選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり委員を選任しました。

| 機 関 名 | 人 | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 職 員 数 | 職 名 | 氏 名 | 年 齢 | 性 別 | 備 考 | |
| 委員の区分 | | | | | | |
| 総括安全衛生 管 理 者 | | | | | | |
| 安 全 管 理 者 | | | | | | |
| 衛 生 管 理 者 | | | | | | |
| 産 業 医 | | | | | | |
| 安全に関する 経 験 者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 衛生に関する 経 験 者 | | | | | | |
| | | | | | | |

備考

- 1 備考の欄には職員団体・労働組合・職員代表推薦の有無を必ず記入すること。
- 2 不用の文字は、消すこと。

様式第 6 号 (第18条, 第19条関係)

安全衛生委員会
衛生委員会
開催状況報告書

年 月 日

総 務 局 長 様

所属長 職氏名

次のとおり委員会を開催しました。

| | |
|---------|--|
| 委 員 会 名 | |
| 開 催 日 時 | |
| 開 催 場 所 | |
| 出 席 委 員 | |
| 議 題 | |
| 審 議 内 容 | |

備考

不用の文字は, 消すこと。